

農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月～7月	8月	9月	10月	11月	令和6年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	1	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	0
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	0	1	0	0	0	1
	2	0	0	0	0	2
農用地利用集積計画の決定	4	0	2	0	0	6
	3	0	0	0	0	3
現況証明願	1	0	1	1	0	3
農地法第3条の3届出書	4	2	1	1	0	8
農地法第18条第6項合意解約通知書	4	0	0	0	0	4
農業者年金に関する申請	3	1	0	0	1	5
各月のその他の案件						
8月 ●農地所有適格法人の要件確認について ●令和6年度水稲作況調査について						
9月 ●農地所有適格法人の要件確認について ●令和6年度玉葱作況調査の結果について ●令和6年度水稲作況調査の結果について ●令和6年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について ●令和6年度果樹作況調査について						
10月 ●農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について						
11月 ●農林水産省通知「農地法の運用について」に基づく非農地判断について						

農地の貸借契約期間について

農地法第3条の許可による賃貸借は、解約する意向や賃借料の変更の希望などがない限り法定更新（前契約と同じ条件で自動的に更新）されますが、**使用貸借及び基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に係る賃貸借、令和7年度より開始される地域計画による賃貸借**は法定更新されません。農地を貸し借りしている方、これから貸し借りしようとしている方は契約期間にご注意ください。農地に関する相談は、地区担当農業委員または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

申し込みは、農業委員会事務局までご連絡ください。



全国農業

新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

保険料に国庫補助が出ます

要件を満たせば、月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。

税金が安くなります

農業者年金で支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

**知って得する！
農業者年金**

農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

